

消費生活相談室

悪質商法の次々被害にあっていませんか？

過去に悪質商法の被害にあったことのある人が、再び不当な勧誘を受けたり契約の被害に遭う事例が増えています。

一度被害に遭えば用心して二度と騙されないのではないかと、思うかも知れませんが、でも悪質な販売会社は新たにターゲットを探すよりも、過去に被害にあったことのある人を何度も騙すほうが効率が良いため、契約者名簿が売買されているのではないかとされています。このような名簿は一度出回ると回収することは不可能で、長期間にわたり勧誘行為に用いられるため、本人も忘れたところに再び悪質商法のターゲットにされることがあるのです。

よくある例としては「前回契約した分の続きがある」とか「商品の点検に来た」と騙して新たに契約をさせるなどがあります。また、「出回った契約者名簿を回収してあげる」とか「過去の被害金を取り戻せる」などと騙して法外な手数料を請求したり、何年も前の契約について「商品代金は払われているが月々の会費が未納だ」などと突然言って来て何十万円も請求するというケースもあります。

高齢者の場合は勧誘の頻度も頻繁で、ありとあらゆる訪問販売業者が訪ねてきては次々に契約をさせるということもあるので、周囲の人は見慣れない営業車や訪問販売業者などの出入りにも注意を払ってあげましょう。

小郡市消費生活相談室

▶窓口開設日

毎週月・火・木・
金曜日／午前9時
～正午、午後1時
～4時

▶問い合わせ先

小郡市消費生活相
談室(☎72-2111
内線144)



こちら119

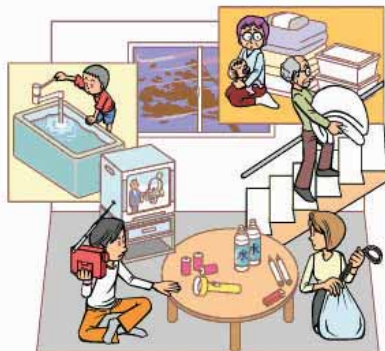
発行 三井消防署
☎72-5101(代)

風水害への備え

風や雨による災害を総称して風水害と言います。風水害の特徴として地震などと異なり、前もって情報を得ることによりある程度予測が可能といえます。

風水害に適切に対応するためには、テレビやラジオなどから気象情報を収集するとともに、非常時の役割分担や連絡方法、万が一避難が必要になった場合の非常持出品の準備、避難場所など、日頃から家族全員で防災会議を開きましょう。

また、台風や大雨の危険性があるとき、家の中では次のような備えをしておきましょう。



- 台風情報を注意深く聞く。
- むやみに外出しない。
- 停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオの準備をしておく。
- 避難に備えて貴重品などの非常持ち出し品の準備をしておく。
- 断水などの恐れがあるため、飲料水、生活用水を確保しておく。(ペットボトル、風呂釜に水をためる。)
- 浸水などの恐れがあるところでは、家財道具や食料品・衣類・寝具などの生活用品を高い場所へ移動しておく。
- 病人や乳幼児、障害者などを安全な場所へ移す。

洪水時の避難方法

洪水の中の移動はとても危険です。洪水の中を歩かなくてすむよう早目の避難を心がけてください。やむを得ない場合、次の点に注意して安全に避難してください。



- 歩ける深さ
歩ける深さは股下までで、水深が腰まであれば無理は禁物。高所で救援を待つ。
- 履き物
裸足、長靴は禁物。ひもで締められる運動靴がよい。
- ロープでつながって
はぐれないようお互いの体をロープで結び、一列になって避難する。
- 足もとに注意
水面下にはどんな危険が潜んでいるのかわからないため、長い棒を杖がわりにして安全を確認しながら歩くこと。